

# 社会福祉における法と倫理

——「倫理綱領」の批判的一考察——

大 野 拓 哉

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 「倫理綱領」と「専門職」としての責任
- 3 「倫理綱領」と一般社会からの信頼
- 4 規範としての「倫理綱領」
- 5 結びにかえて

## 1 はじめに

「社会福祉士の倫理綱領」（以下、「2005年綱領」）を繙く。すると、早速にも、その前文で、「われわれは平和を擁護し、人権と社会正義の原則に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす専門職であることを言明する」という高らかな自己規定に出会う。しかし、ここまで高らかであると、却って、違和感を覚えはしまいか。

筆者はかつての「ソーシャルワーカーの倫理綱領」（以下、「1986年綱領」）をめぐってもこの種の感慨を抱いた<sup>1)</sup>。その第一は、ソーシャルワーカーを「専門職」だと自己規定する、まさにその自己規定の仕方に対する違和感であった。第二は、そもそも、ソーシャルワーカーは、かくも高らかな自己規定を行えるほど強い絆を社会との間で有しているのかという疑問であった。そして、第三は、（直接、「倫理綱領」に関するものでこそないが、より広く、利用者といかに向き合うべきかという点で通底すると考えられるところ、）「ソーシャルワーカー資格は、たとえば医師や看護婦の資格のように、それがなければ生命の安全や健康保持に直接かかわるものではない。したがって、『それがあれば望ましい』という名称独占の資格がもっともなじむものといえる」（傍点：引用者）<sup>2)</sup>などとはいわれるものの、その場合、苟も「専門職」というからには当然求められて然るべき責任の自

覚やいかにという疑問であった。

本稿は、こうした着眼点を根底に据え、「2005年綱領」その他にみられる社会福祉の倫理的要請を、時に他の専門職倫理や法的責任としての「専門家責任」等も視野に入れつつ、出来得れば批判的に捉え直すことを企図するものである。ちなみに、以下では、2において、社会福祉士などソーシャルワーカーに関わる新旧の「倫理綱領」と「専門職」として問われ得る責任に関して考察し、3において、「専門職」たる社会福祉士等に対する一般社会からの信頼に「倫理綱領」は応え得るかどうかを検討する。さらに、4において、あらためて規範という視角から「倫理綱領」を検討し、最後に、5として、若干のまとめを試みることになる。

## 2 「倫理綱領」と「専門職」としての責任

本稿冒頭に掲げた「2005年綱領」前文の引用部分には、思いの外、批判の余地があろう。例えば、そこにおいて、「専門職」としてめざすところは「社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現」だとされるが、なるほど、この目標自体は抽象的ではあっても的外れではなからう。しかし、それがいかにして達成されるというのかとみれば、「平和を擁護」すること、「人権と社会正義の原則に則」ること、そして、「サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めること」によるということにはなろう。これらのうち、三番目については、「務めること」と、表現自体、控えめにも、努力義務であり、また、内容としても、必ずしも過大で非現実的とまではいい得ないのに比べて、前二者については、そもそも、その言行を一致させ得る「専門職」などこの地上に存在するののかとの疑問にかられずにはおかれまい。思い起こせば、この種の誇張ともいべき表現はここに始まった訳でもなさそうで、かつての「1986年

綱領」にしても、「われわれソーシャルワーカーは、平和擁護、個人の尊厳、民主主義という人類普遍の原理にのっとり、福祉専門職の知識、技術と価値観により、社会福祉の向上とクライアントの自己実現を日ざす専門職であることを言明する」と、今日の「2005年綱領」に通ずる高い調子を有していた。のみならず、これらどちらの倫理綱領にしても、誇張ともとれる部分は、それ故に、却って、何を言わんとしているのか掴みがたくもある。例えば、「1986年綱領」は「ソーシャルワーカー」が「平和擁護、個人の尊厳、民主主義という人類普遍の原理」に則ると、いとも簡単にいつてのけるけれども、そもそも、これらの原理は、理想として期りたいと願うことはともかく、（それが何であれ）一専門職が軽々に則るとか則っているなどといえてしまえるような程度のささやかな原理であっただろうか。あるいは、仮に、そのような部分を冗語として除いたとすると、実は、ごく当然のことを当然に述べているにすぎなくなるのではないだろうか。

だが、それで十分なのかもしれない。「2005年綱領」を例にとれば、いっそのこと、「われわれは」、「サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす専門職」でありたいとでも謙虚に「言明」しておけば、地味かもしれないが、おそらく、十分に意は尽くせたであろう。にもかかわらず、「平和を擁護し、人権と社会正義の原則に則り」などと過剰に言葉を飾れば、却って、当然のことまで虚偽や虚飾であるかのごとく響きかねまい。翻って、それはまた、おそらく心ならずも、平和や人権や社会正義そのものに対する冒瀆にもなってしまうようにさえ思われてならない。

ところで、「専門家」や「専門職」に関しては、かねて、盛んに議論されてきたが、なかでも、その先駆的な論考は、「専門家」の訳語が充てられる「プロフェッション」について、「学識（科学または高度の知識）に裏づけられ、それ自身一定の基礎理論をもった特殊な技能を、特殊な教育または訓練によって習得し、それに基づいて、不特定多数の市民の中から任意に呈示された個々の依頼者の具体的要求に応じて、具体的奉仕活動をお

こない、よって社会全体の利益のために尽くす職業」だと「仮の定義」を与える<sup>3)</sup>。また、別の論者は、かくいうプロフェッションの5つの要件として、a.（業務に関する一般原理の確立とそれに基づく技術習得のための）長期間の教育と訓練の必要性、b. 免許資格制、c. 職能団体の結成と自律性の確保、d. 営利性の排除、e.（個々のプロフェッションとしての）主体性ないしは独立性を挙げたうえで、これら「五条件をすべて具備したものがfull or true profession」、「その一部が欠如しているものをsemi-or new profession」と区別し、「医師、歯科医師、弁護士、公認会計士、建築家」を前者、「税理士、図書館司書、ソーシャルワーカー」を後者に含めるのが「今日の段階では妥当だと思われる」とみる<sup>4)</sup>。いわゆる「専門家責任」なる法的責任が取り沙汰されるのも、実は、この延長線上でのことである。

ここで、「専門家」という脈絡で何らかの示唆を得るべく多少回り道をするが、まず、上記にいわゆる「専門家責任」とは、（医師、弁護士、不動産鑑定士、司法書士等のように、通常人と異なり、「一定の資格を要求されて相談業務とか情報提供業務に携わる人」を念頭に置いたうえで、「その資格を信頼して一定の業務を依頼した相手方が受けた損害およびその資格に基づく行為を信頼した第三者が受けた損害に対して負うべき責任」<sup>5)</sup>と定義される。ただし、一括りに「専門家」とはいつても、一方では、医師や建築家のような「実行型ないし請負型」と呼ばれる類型があり、他方では、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士のような「相談型ないし委任型」と呼ばれる類型が区別される<sup>6)</sup>。しからば、a) われらが社会福祉士などソーシャルワーカーは「専門家」としてはいずれの類型に属するのだろうか、そして、b) 仮に、「専門家責任」を問われ得るとしたら、どのような責任を・どの程度問われ得ると想定できるのだろうか。

とりあえず、a) については、社会福祉士などソーシャルワーカーの主たる職務を、いわゆる相談・援助（社会福祉士ならば「社会福祉士及び介護福祉士法」7条にいう「相談援助」、すなわち、「相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと」[同法2条1項]）と考えれば、「専門家」として

は「相談型ないし委任型」とみた方が適当であろう。だとすると、b)については、同じ類型に属することになる弁護士の場合、その責任が問われ得るのは、大別して、弁護士と依頼者との間か弁護士と第三者との間とは考えられ、さらに、この弁護士・依頼者間で弁護士の責任が問われ得る類型として、①「期日・期間懈怠型」、②「独断処理型」および③「説明不十分型」が挙げられる。おそらく、社会福祉士などソーシャルワーカーについては、これらのうち、①、②に該当することとてあり得なくもなかろうが、やはり、相談・援助職という限りでは、少なくとも、③の類型をはずすことだけはできないであろう。

しかも、弁護士については、③の類型をめぐって、一方で、法律相談における回答は、本来、相談者に対して何ら拘束力を伴わず、相談員から相談者に対する指導、助言の域を出ず、また、その採否は最終的には相談者自身の決定に委ねられるが、さりとて、「相談員が故意に不当な意見を述べて相談者を誘導した場合とか、回答が通常法律相談に期待される助言ないし指導としての適切さを著しく欠くものであるとき、もし相談者がその回答を信頼して行動したために損害を被ったという事実が発生したならば、右相談者に故意、過失があるとして不法行為成立の余地もある」<sup>7)</sup>といわれる。他方、依頼者との間での委任ないし準委任と目される契約関係の下での弁護士の責任については、「一般に受任者は、委任事務を処理するに当たり、善管注意義務を負うが、弁護士のように受任者が専門的な知識、経験を基礎として依頼者から事務の委託を引き受けることを業としている場合には、この善管注意義務は平均的な水準の専門家を基準とする高い程度のものになると解される」として、弁護士に助言義務違反があるとすると損害賠償責任が認められた事例<sup>8)</sup>もある。

もとより、以上は、仮に「専門家責任」が問われるとすればとの想定の下、(おそらく社会福祉士などソーシャルワーカーも同じ「型」に分類されるであろう)「相談型ないし委任型」の「専門家」である弁護士に関する理論状況を瞥見したのだが、実際には、今のところ、社会福祉士などソーシャルワーカーについては「専門家責任」の議論はなされてはいない。とはいえ、苟も、彼らが、

まさに、「専門的な知識、経験を基礎として依頼者から事務の委託を引き受けること」を業とする「専門家」たらんと欲するならば、また、「相談・援助」をその主要な働きとするのであれば、以上からは、(とりあえず法的責任の部分は措いたとしても、)少なからず示唆を得られるだけでなく、得ねばならないところではあろう。

さて、ここまでのところ、敢えて回り道してきたが、再び社会福祉の世界に目を転ずると、社会福祉士などソーシャルワーカーの責任が取り沙汰されるについては、「専門家責任」のような法的責任というよりは、むしろ、「倫理」に関して責任を問われることにはなるようである。例えば、法学的にみれば、道徳や倫理には制度を形成する機能は考え難い<sup>9)</sup>のだが、そんなことには関わりなく、「近年、社会福祉改革の一環として倫理的課題を含み込んだ制度が生まれてきている。たとえば**権利擁護**は、権利を守るという倫理を事業の中に組み入れたものである。」<sup>10)</sup>などといわれる。

というところで、次の論述には注意しておきたい。いわく、「プロフェッションという名の職業はな」く、「ある者は医者であり、弁護士であり、ソーシャル・ワーカーである」。「プロフェッションという言葉はいわばこういう職業に対して、あとでつけるレッテルみたいなもの、もう少しいえば、一種の形容詞で、医師はプロフェッションだ、弁護士はプロフェッションだと言うふうに使う」。「だから、ある職業がプロフェッションかどうかという評価を下しているわけで」、「では、だれが評価するのか」という問題になるが、「私はこの問題について、プロフェッションかどうかということの判定者は、実は社会一般だというふうに考えたい」<sup>11)</sup>(傍点：引用者)という。

そうすると、ある職業がプロフェッションかどうかということに関しては、その職業の従事者と判定者たる社会との間に次のような関係があるのではないだろうか、否、なければならぬのではないだろうか。まず、社会の側からすれば、およそ、「素人が専門家に仕事を頼むのは、『仕事の内容が高度に専門的であるから自分ではできない』あるいは『自分でもできるが専門家に頼んだ方がより良い結果が導かれる』という考慮に基づくもので

あろうから、専門家には、本来的に素人よりも高度の能力・技術を発揮することが期待されていると言うことができ、そうだからこそ、仮にも、「専門家に頼んで失敗されると、専門家なのに許せないと感じるのが一般的であろう」<sup>12)</sup>とまでいわれる。勢い、専門家に「高度の注意義務」が課される理由も、おそらく、このあたりにあろう。

また、例えば、医療事故の場合に（合理的な通常人に普通求められる以上の）「高度の注意義務」が医師に対して裁判上課せられる法的根拠について、「医師は人命をあずかる仕事に従事するものであることがその一つの根拠といえよう」とは認めつつも、「それだけにとどまるものではあるまい」といい、他方で、「人命とはかかわりない業務に従事する専門家についても責任の厳格化傾向が認められ、あるいはそうすべきものであるとするならば、他の根拠が模索されるべきであろう」という。かくして、人命に関わるか否かには関わらない、専門家なるが故の責任の厳格化傾向そのものの、まさに、「その根拠として挙げられるべきは、(…)『専門家』の職業に対する現代社会の一般的信頼性ならびに個々のクライアントの、個々のプロフェッションに対する個別・具体的信頼にあるといえよう」(傍点:引用者)<sup>13)</sup>という。

思うに、専門家が専門家であるが故に責任を問われるのは、以上でいわれるような社会の側からする「信頼」と裏腹の関係にあるのではないだろうか。また、本稿で取り上げた、新旧どちらの「倫理綱領」にしても、彼らソーシャルワーカーには、上記のような「一般的信頼性」や「個別・具体的信頼」が社会やクライアントの側から寄せられているといった強い思いなしには、さまで高らかに言い放てまいと考えずにはいられない。そこで、果たして、そうした強い思いは単なる一方的な思い込みではなく、ソーシャルワーカーは「一般的信頼性」や「個別・具体的信頼」を本当に勝ち得ることができるのだろうか。

### 3 「倫理綱領」と一般社会からの信頼

一般に専門家の責任の厳格化傾向の根拠が、上記のように、「『専門家』の職業に対する現代社会の一般的信頼性ならびに個々のクライアントの、個々のプロフェッションに対する個別・具体的信

頼」に求められ得るとすれば、ここでのキーワードたる「信頼」を社会福祉士などのソーシャルワーカーが社会やクライアントの側から得られているのかどうか、言い換えれば、社会との間で強い絆を有しているといい得るのかどうかを次に検討してみなければなるまい。

すると、例えば、かつての「1986年綱領」は、「この専門職が福祉社会の維持、推進に不可欠の制度であることを自覚するとともに、専門職の職責について一般社会の理解を深め、その啓発につとめる」(前文第2段落)といい、「ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が」、「クライアントは勿論、社会全体の利益に密接に関連していることに鑑み」(同第3段落)るといい、さらには、「福祉専門職としての行動について、クライアントは勿論、他の専門職あるいは一般社会に対しても本綱領を遵守することを誓約する」(同第4段落)という。また、ソーシャルワーカーの「業務遂行によって得た専門職業上の知識を、クライアントのみならず、一般市民の社会生活の向上に役立てるため、行政や政策、計画などに積極的に反映させるようにしなければならない」(「行政・社会との関係」2)ともいう。

他方で、「2005年綱領」においても、「この専門職がこれからの福祉社会にとって不可欠の制度であることを自覚するとともに、専門職社会福祉士の職責についての一般社会及び市民の理解を深め、その啓発に努める」(前文第2段落)とか、「ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が」、「社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する」(同第4段落)などとして、「1986年綱領」の前文が概ね踏襲されている。また、「2005年綱領」の解説によれば、「アイデンティティとは、自ら自覚する自我像であるとともに、他者から求められたり、期待されたりすることによって形づくられる客観的な像でもあ」るから、「社会福祉士が他者から専門職として認められ、他者から見える社会福祉士像を構築するためには、他者から必要とされる力量を有していることを『見せる工夫』が必要にな」といい、「例えばこの倫理綱領や行動規範を用いて、自らの大切にしていることやミッション・ビジョンなどを一般社会

や市民に向かって説明し、啓発していくこと」も社会福祉士の職業上の責任だといわれる<sup>14)</sup>。

以上からは、少なくとも、社会福祉士などソーシャルワーカーという「専門職」の側に、その職責について「一般社会及び市民」から理解を得て、それを深めようという意思のあることは確実に見て取れよう。しかし、だからといって、そのことはただちに、双方にとって同様な重みを以て受け止められることになるとは限るまい。すなわち、社会福祉士の側にしてみれば、「他者から必要とされる力量を有していることを見せる工夫」として、「自らの大切にしていることやミッション・ビジョンなどを一般社会や市民に向かって説明し」ていくことも、「啓発していくこと」もいずれも必要だとしても、だからといって、「一般社会や市民」の側にしてみれば、果たして、わざわざ「啓発」してもらわねばならないものなのかどうかは疑問なしとはしまい(「啓蒙」すなわち「蒙を啓く」といわれなかっただけ良しとしなければならぬとしても)。ここにおいて、社会福祉士などソーシャルワーカーは「一般社会や市民」からの理解を得んとして熱い視線を注ぐ必然性は十分にあるだろうが、「一般社会や市民」の側からすれば、「この専門職がこれからの福祉社会にとって不可欠の制度である」とは必ずしも考えていないこととて、これまた十分にあり得る。それ故、「2005年綱領」前文でいわれるように、社会福祉士の側が「専門職社会福祉士の職責についての一般社会及び市民の理解を深め、その啓発に努める」にしても、それは、まさに、何は措いても、「一般社会及び市民の理解を深め」ることこそ先決であり、また、それあってこそその「啓発」のはずではあろう。決して、「一般社会や市民に向かって説明し、啓発していく」と、あたかも当然のごとく解説されるような類の話ではないように思われる。上記の「解説」は、謙虚なように見えつつ、そこに、ある種の押しつけがましさが感じられると言え言い過ぎであろうか。

このようなとき、プロフェッションの側の捉え方と一般社会の側の捉え方の間にズレが生じかねないことに注意を喚起する、次なる指摘は鋭い。いわく、「プロフェッションは社会の中で特殊な地位と特権を与えられている集団であり、自分ら

の属する集団内でよしとする準則にそって行動していさえすれば、社会的に責任を問われない(免責される)、すなわちプロフェッションの倫理と市民の倫理とは領域を異にした異質の論理である、とする考えもある<sup>15)</sup>。そして、「プロフェッションの倫理は、民衆の側からはプロフェッションの責任を加重するものと考えられるのに、プロフェッション側からは、責任を軽減するもの、ないしは免責のための理由づけ(justification 正当化)の理くつとして用いられることがある点に注意を要する。倫理は社会奉仕のためでなく、自己防衛の道具とされる、という奇妙なパラドックスをふくんでいる」。しかし、「ひとりよがりの自閉症的倫理であってはならず、ひろく社会の率直な批判にたえず自己反省をおこないつつ、倫理の内容をもりたてていかねばならないであろう<sup>16)</sup>」という。(ただし、「率直な批判」が社会の側から寄せられるなら、それはまだ期待を寄せられている証左ではあろうから、まだまだ幸いとせねばならないのかもしれない。)

もとより、ここでは、「2005年綱領」などがまさしくそのようなものだとは断ずるものではないが、ただ、危惧や懸念という次元で一つ記しておくとして、「2005年綱領」が、「IV. 専門職としての倫理責任」の「3. (社会的信用の保持)」の項で、「社会福祉士は、他の社会福祉士が専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す」とし、また、それを受けて、「行動規範」のIV. の3-2. で「社会福祉士は、他の社会福祉士が非倫理的な行動をとった場合、必要に応じて関係機関や日本社会福祉士会に対し適切な行動を取るよう働きかけなければならない」と規定するところには取って代わっておきたい。一言でいえば、(先に引用した前文における高らかな自己規定を引き合いに出すまでもなく)この箇所は、まず、規定自体としてトーンが低く、歯切れも悪い。しかし、それだけでなく、以前の「1986年綱領」中の「機関との関係」の3にいわく、「ソーシャルワーカーは、もし同僚がクライアントの利害を侵害したり、専門職業の声価を損なうようなことがある場合は、その事実を本人に指摘したり、本協会に対し規約第七条に規定する措置をとることを要求することが

できる」と、より具体的に規定されていたところに比しても、後退の感は否めまい。

そもそも、「1986年綱領」中の規定にしたところで、それ自体のトーンを下げていたのは、同僚によるクライアントの利害の侵害といった重大な事態を目の当たりにしながらも、せいぜい本人に対する「指摘」や協会に対する措置の「要求」を、それも、たかだか「できる」と規定するに止まるからではあつただろう。その場合、なぜ明確に、しかも断固として、同僚本人に「指摘」することや協会に措置を「要求」することを義務づけなかったのか、「クライアント」やその「利害」とは所詮その程度のものとししか位置づけられていなかったのか、はたまた、そうした不徹底な対応では、むしろ、「専門職業の声価」といった矜持は損なわれたままに終わりはしないのか、等々、疑問がなかったわけではない。しかし、それにしても、「2005年綱領」では、「必要な対応」といい、また、「行動規範」では、「必要に応じて」とか、「適切な行動」といった曖昧な表現が目につく。後述するように、「1986年綱領」中の「機関との関係」の3にいわゆる日本ソーシャルワーカー協会の「規約第七条に規定する措置」が「倫理綱領」の遵守を担保するうえで何ほどの効果を発揮し得たか疑問ではあるとしても、さりとて、「2005年綱領」や「行動規範」より明確ではあつたように思える。

かかるところ、「2005年綱領」とその「行動規範」の「解説」はいう。「社会福祉士は、他の社会福祉士が倫理綱領を遵守せずに利用者の不利益を招いている場合や、明らかに行動規範に違反している場合、本人に通告し、改善を促すことが必要」である<sup>17)</sup>、と。しかし、実際には、「倫理綱領」にも「行動規範」にも、それが「改善を促す」ことだと誰もが了知できるような文言は見当たらないのではなかろうか。「倫理綱領」では、「本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す」とだけ記されており、「行動規範」では、こうした本人への働きかけではなく、関係機関や日本社会福祉士会に対して「適切な行動を取るよう働きかけ」ることが求められているにすぎない。「解説」はまた、さらに、こうもいう。「人は変わることができし、「変わる可能性をもっている」。「その可能性を引き出すためには、何が望ましくないことな

のかを本人が納得していることが重要であり、『望ましくないこと』に関して専門職間でコンセンサスが得られていることが大切」である。「改善を促したにもかかわらず本人がその行動を改めないときは、職場などの関係機関や会に対し、本人が適切な行動をとるように働きかけることが求められる<sup>18)</sup>、と。

なるほど、「行動規範」は、3-1. で、「社会福祉士は、専門職業の社会的信用をそこなうような行為があつた場合、行為の内容やその原因を明らかにし、その対策を講じるように努めなければならない。」と規定する。「務めなければならない」といゆる努力義務にとどめる点はさておき、概ね、その趣旨に異論は出まい。にもかかわらず、「解説」が次のように記すとき、そのときもまた同様といくだろうか。いわく、「社会福祉士同士が業務のつながりのような強い縛りの中にいたり、職能団体が法的な権限を有しているわけではなく、(社会福祉士)「会は、職能団体として会員に倫理綱領を誓約することを求めるといふ縛りを設けており、『会員への苦情等に対応するシステム』を有しているにすぎない。「このシステムが会員を擁護する仕組みとして成立している所以は、『弁明の機会』や『不服申し立て』にある。「見方をかえればこのシステムは、社会福祉士の行為を自ら律するための焦点を明らかにし、自ら納得していくための対策を講じるものだといえ」(傍点:引用者)る<sup>19)</sup>、と。

まず以て、倫理というものに本来的に期待される働きからすれば、ここで述べられていることは、会員「自ら」(そして、おそらくその良心)に働きかけている限りでは、誤ってはいまい。そして、「2005年綱領」は、「社会福祉士が利用者の人権を侵害し、恣意的・作為的な対応によって利用者の利益を損なうことがないように、文書化した倫理綱領によって社会福祉士に行動規範と責任を課し、かつ望ましい態度による実践を求めることで利用者を擁護すること」を以て倫理綱領採択の意義となす。

また、「2005年綱領」、とりわけ、「IV. 専門職としての倫理責任」の一つのキーワードは「社会的信用」だとは見えるところ、そのことは、次のようにも確認される。すなわち、「社会福祉士の

誠実な実践によって、わが国における『ソーシャルワークの業務内容』を、利用者や市民、他の専門職に明確に伝え、理解を得ることが求められるのであり、『社会的信用』とは、社会福祉士が専門的力量に即した実践を提供することにより、利用者や市民、他の専門職から社会的に認知され、信頼を獲得すること」なのだという<sup>20)</sup>。そのことは、また、「倫理綱領」の語義について、「専門職として遵守すべき基準や価値や目指すべき自我像として示したもの」とはいい、「ソーシャルワークが専門職として社会的承認を得て、その地位を確立するためには、倫理綱領をもつことが不可欠である」<sup>21)</sup>といわれるところにも連なる。

それにしても、一方で、本稿冒頭に掲げた「2005年綱領」前文の引用部分において高らかに自己規定を行っただけでなく、専ら、職業的利害を重視して上記の如く述べつつも、他方で、「会員への苦情等に対応するシステム」にしても、結局、それを「社会福祉士の行為を自ら律するための焦点を明らかにし、自ら納得していくための対策を講じるもの」(傍点：引用者)<sup>22)</sup>などと個々の社会福祉士の倫理的対応に委ねるのでは、いわゆる羊頭狗肉の感は否めないのではなからうか。そして、このようなことで、一般社会との間で信頼関係を築けるのだろうか。

#### 4 規範としての「倫理綱領」

直前の疑問に関しては、「倫理綱領」とはそもそもどのような規範なのか、と問うことがあらためて必要にはなってくるように思われる。

そうしたところで、前述したように、「1986年綱領」から「2005年綱領」への移行は、その遵守を担保するという点では後退ではないのか、との疑問は生じ得るかもしれない。すなわち、「1986年綱領」では「機関との関係」の3で、日本ソーシャルワーカー協会の「規約第七条に規定する措置」を求めることができる旨が規定されているのに対して、「2005年綱領」では、「必要な対応」といい、また、「行動規範」では、「必要に応じて」とか、「適切な行動」といった曖昧な表現が目につくだけだからである。

ただし、この点、除名につながる「規約第7条に規定する措置」を求めることができる旨の規定

を自らのうちに有した「1986年綱領」の方が「2005年綱領」よりもその遵守を確保するについて強力であるとは俄にはいえそうもない。すなわち、「2005年綱領」は、それ自体においてこそ前述のような表現にとどまるが、それとは別に、社団法人日本社会福祉士会としては、その定款第12条に会員の除名の規定を有するだけでなく、社会福祉士が利用者等から何らかのクレームを受けた場合に向けた、除名を含む対応のシステムを有しているからでもある。

ここで、思い起こさせられるのは、ほかでもない、次のような指摘である。それは、「弁護士倫理についても、医療倫理についても、程度の差はあるが、懲戒事由とそれぞれの職能団体が自主的に制定する職務行動基準とをストレートに結びつけることに消極的な傾向が強く、その理由として、「自律的な倫理と強制的な法という対比的な理解を基礎とした論法が切り札的に用いられていることが多い」<sup>23)</sup>とみる。それはまた、「具体的には、資格・業務に関わる懲戒処分は法的な問題であり、処分事由を本来自律的であるべき職業倫理規範とリンクさせることは、倫理によって処分対象をいわばふくらませることであり、自主独立であるべき職務活動を圧迫し、職業選択の自由などの基本権の侵害であるという論法」<sup>24)</sup>だとも付け加える。

「2005年綱領」および「行動規範」をみた場合、そこには、弁護士倫理についてかねていわれてきたような、「自律的な倫理と強制的な法」という対立図式は必ずしも色濃く反映しているとは見受けられない。しかし、自覚的であるか否かは不詳ながら、「自律的な倫理」としての「2005年綱領」と「強制的な法」としての「行動規範」との間で、役割分担がなされているように見受けられなくもない。それは、「1986年綱領」から「2005年綱領」への移行によってもたらされたことでもあるが、他方では、いわゆる「プロフェッショナル倫理」の一つには数えられる「弁護士倫理」が辿った途とも少なからず重なり合おう。すなわち、その名も「弁護士倫理」と題された、その規範は、1990年の日弁連の総会決議で定められたが、それ自体は「会則」ではなかったが故に、弁護士法56条1項で懲戒事由の一つとされる、弁護士法や所属弁

護士会・日弁連会則への違反には当たらず、せいぜい、その他職務の内外を問わず「その品位を失うべき非行」なる懲戒事由にいう『品位を失うべき非行』とされるべきか否かを判断する際の資料のひとつとなることであろう<sup>25)</sup>といった程度の扱いであった。その後、司法制度改革の中で、2004年11月の日弁連臨時総会で「弁護士職務基本規程」<sup>26)</sup>が「会規」として制定され、「弁護士倫理」は廃止されるに至った。ちなみに、全13章82条から成る本規程は「基本的に懲戒につながる義務規定」と「弁護士として職務を行うにあたっての理想的なあり方や指針を示すにとどまる努力規定」を含み、前者への違反のすべてが直ちに懲戒の対象となるわけでこそないが、少なくとも「会則」違反として処分の対象とはなり得、かくして、「弁護士会が自主的に定める職務行動規準と懲戒処分との制度的連動性が認められることになった」<sup>27)</sup>といわれる。

とはいえ、社会福祉士などソーシャルワーカーの倫理を、弁護士倫理や医療倫理などのいわゆる「プロフェッショナル倫理」のうちを含めて考えたいならば、そうした倫理についても、また、法についても、むしろ、その多様性に留意して、「自律的な倫理と強制的な法」という単純な対比図式からの脱却の必要性が次のように説かれることには注意を要しよう。いわく、「プロフェッショナル倫理」は、具体的内容として、「弁護士や医師のあるべき理想像やその備えるべき資質・徳性を、抽象的な原理として規定しているものから、懲戒などの強制的サンクシヨンの根拠となる具体的な義務や責任を、一般的なルールとして規定しているものまで、多様なものが含まれて」おり、また、規定方式として、「自律的に遵守されるべき行為規範と、その違反が強制的なサンクシヨンにつながる裁決規範との重層構造をもっていることが、プロフェッショナル倫理における自律と強制、倫理と法との関係の全体的な理解を難しくしている重要な要因である」<sup>28)</sup>といわれる。また、これとは別に、弁護士倫理を論じる際に、「そのすべての規範が法であるか、あるいは倫理であるか、の二者択一しかない、というような思考に固執するのは避けるべきなのである」<sup>29)</sup>といわれることにも留意しておきたい。

ここからすれば、社団法人日本社会福祉士会として、その定款第12条に会員の除名の規定（「(1) 本会の定款又は規則に違反したとき」および「(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき」）を有すること、そして、会自体としては、入会に際して、正会員が会の定款と倫理綱領を遵守することを「正会員の入会に関する規則」に従って誓約しており、また、会は、そうして倫理綱領の遵守を誓約した社会福祉士を以て会員としていることから、倫理綱領の遵守を約した入会規則への違反を以て除名を正当化することを導き出せるのかもしれない<sup>30)</sup>。

このほか、会では、社会福祉士が利用者等から何らかのクレームを受けた場合に向けた、除名を含む対応のシステムを有する。とはいえ、ここで戸惑うのは、「このシステムで問われるのは、あくまでも倫理的問題であり、法的根拠を審査・審議するものではなく、処分することを目的とするものではなく、むしろ、「このシステムは、行動規範を明らかにすることにより、会員を『擁護』することを目的としてい」る（傍点：引用者）と解説される<sup>31)</sup>からではある。

確かに、かの弁護士倫理に関しては、次のようにもいわれた。すなわち、「弁護士倫理にかかわる規範は、そのすべてが法律的規制になじむものではない、とまで断定したのでは適切を欠く」<sup>32)</sup>ものの、「そうであるからと言って、反面として『弁護士倫理』をはじめ関連の自治的規範のすべてが、『弁護士の行為の道徳的規則』からすっかり脱皮してしまい、〈法律的規則〉以外のなにもものでもない規範体系に化体する——そうならなければならない、と思ひ込むのも、これまたいまなお『アラザル』成り行きを言うものであろう」<sup>33)</sup>と。そこで、弁護士倫理に関するこの理から類推し、例えば、「社会福祉士の倫理にかかわる規範はすべて法律的規制になじむものではないとは断定できず、反対に、倫理綱領等の自治的規範のすべてが道徳的規則を脱して法律的規則以外のなにもものでもないと思ひ込むのも適切ではない」、とでも言い換えたとしても、上記の戸惑いは解消されないであろう。というのは、「このシステムで問われるのは、あくまでも倫理的問題であり、法的根拠を審査・審議するものではなく、処分することを



目的とするものではないものが、それにもかかわらず、何故、除名を含めた処分へと連動するのかが不分明だからである。仮に、そこで問われることの一つが倫理的問題であり、処分することだけが目的なのではない、というのであれば、多少なりとも合点はゆくが、それを、「あくまでも倫理的問題」と言い切り、「処分することを目的とするものではない」と断言する限りでは不分明さは拭い去られないのではなかろうか。第一、「処分することを目的とするものではない」とされるにもかかわらず処分されることがあれば、そうした処分についての責任感が希薄だといわれても致し方ないのではないだろうか。

## 5 結びにかえて

ある論者によれば、平均的な要因の抽出として、社会福祉専門職の条件が次のように六つ挙げられる。すなわち、「①体系的な理論」、「②伝達可能な技術」、「③公共の関心と福祉という目的」、「④専門職の組織化(専門職団体)」、「⑤倫理綱領」、そして、「⑥テストか学歴に基づく社会的承認」だという<sup>34)</sup>。これらのうち、わが国の貧弱な現状にあっても具体的に該当するものは、上記の④、⑤および⑥だといいい、「⑤倫理綱領」はそこに含まれる<sup>35)</sup>。

しかし、管見ながら、倫理綱領が取り上げられるについての一つの特徴は、上記とも共通するが、要するに、倫理綱領をもっていることそれ自体の強調のように思える<sup>36)</sup>。例えば、「いわゆる専門職と承認されてきたものの多くは倫理というものに価値基盤をおいており、倫理綱領をもっている。そのことが専門職(profession)と位置づけられてきた一つの理由であり、倫理綱領をもっている」<sup>37)</sup>といわれる。あるいは、事典において、社会福祉士の項目で、「日本ソーシャルワーカー協会と共同で『ソーシャルワーカーの倫理綱領』を持ち、社会福祉援助職としての倫理的責任を明確にしている」<sup>38)</sup>と述べるのもその例に当たるであろう。

他方、もう一つの特徴ではないかと思われるのは、「倫理綱領」を中心にしつつ、「ソーシャルワーカーが尊ぶべき重要な価値と倫理について解説する」として、「人間の平等と尊厳」、「個性の尊重」、

「社会正義」、「組織への倫理責任」、「地域社会への倫理責任」等々を深く掘り下げようとする<sup>39)</sup>試みではあろう。これらから大いなる示唆が得られることは言を俟たないのだが、法学を専攻する筆者にとっては、これらに加えて、「倫理綱領」が規範として有する特徴あたりが析出される論考であればより一層有用である。ところが、本稿執筆にあたって「1986年綱領」や「2005年綱領」に関して絶対的に欠けていたのも、実は、この種の文献ではあり、そのことは、勢い、弁護士倫理、法曹倫理の文献等に多くの教示を期待するところともなった所以でもある。

ところで、最後に、規範としての「倫理綱領」に関して、今後、取り組むべき課題を二つ呈示しておこうと思う。共々、「自律的な倫理と強制的な法」という従来の固定的な見方では対応しかねるのだが、その一つは、「プロフェッショナル倫理の維持強化に、法がどのような仕方に関与すべきかという問題」<sup>40)</sup>、言い換えると、「プロフェッショナル倫理の『法化』傾向」の問題である。ただし、「法化」といっても、国家法レベルのフォーマルな法だけでなく、「行政的規制や団体の自主規制といったインフォーマルなものも含めて」であり、その場合、「最近、フォーマルな国家法以外のインフォーマルなソフト・ローの役割」が注目されているが、「プロフェッショナル倫理」は「このようなソフト・ローが重要な役割を果たしている代表的な領域なのである」<sup>41)</sup>といわれるところには、特に関心をひかれなければならない。ゆかない。

いま一つは、とりあえず、「弁護士倫理」に関する指摘なのだが、「弁護士倫理は、もとより、『倫理』の表題のもとに成文化されたものだけが法源となるものではなく、「弁護士法その他の法令、弁護士会の会規、会則、決議、宣言、綱紀事件懲戒事件の先例、弁護士上の職務上の慣習等を広く法源とし、これらに表れた弁護士の意識を体系づけることにより、その全体像を浮かび上がらせることができる」といわれる<sup>42)</sup>。これをそのまま社会福祉士などソーシャルワーカーの場合にあてはめられるか否かはさておき、こうした捉え方は、およそ、「倫理綱領」を有していることだけで「倫理的責任を明確にしている」とされることには飽

きたらず、かかる責任の一層の明確化とともに実質化に少なからず寄与できるだろうと考えるものである。

注)

- 1) 大野拓哉「『権利擁護』と『専門家責任』」『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』第5号(2005年)21頁以下。
- 2) 京極高宣『福祉専門職の展望』(1987年、全国社会福祉協議会)122頁。
- 3) 石村善助『現代のプロフェッション』(1969年、至誠堂)25-26頁。
- 4) 西島梅治「プロフェSSIONナル・ライアビリテイ・インシュランスの基本問題」有泉亨監修『現代損害賠償法講座第8巻』(1973年、日本評論社)154頁。
- 5) 川井健「専門家責任の異議と課題」川井・塩塚勤編『専門家責任訴訟』(2004年、青林書院)3頁。
- 6) 川井「問題の提起」専門家責任研究会編『専門家の民事責任』(1994年、商事法務研究会)2頁。
- 7) 東京地判昭和50・5・10判時1064号69号。
- 8) 大阪地判平成13・12・6判時1751号116頁。
- 9) 恒藤恭『法と道徳』(1969年、岩波書店)131-132頁。
- 10) 岩田正美・武川正吾・永岡正巳・平岡公一編『社会福祉の原理と思想』(2003年、有斐閣)128頁〔永岡〕。
- 11) 石村「職業と専門職性」『看護』24巻6号(1967年)108頁。
- 12) 鎌田薫「専門家責任の基本構造」山田卓生編集代表『新・現代損害賠償法講座第3巻』(1997年、日本評論社)298頁。
- 13) 川井「序論『専門家の責任』と判例法の発展」川井編『専門家の責任』(1993年、日本評論社)16-17頁。
- 14) 社団法人 日本社会福祉士会倫理委員会編『社会福祉士の倫理 倫理綱領 実践ガイドブック』(2007年、中央法規出版)36頁(以下、『ガイドブック』)。なお、本稿脱稿後の2009年1月に同書の改訂版が刊行されたが、その時点で本稿は既に校正段階にあった。やむを得ず、本稿では、同書からの引用等については旧版を対象としている。
- 15) 石村・前掲書180頁。
- 16) 同書182頁。
- 17) 『ガイドブック』139頁。
- 18) 同書139頁。
- 19) 同書138頁。ここでの論の運びは、開き直りに始まり、最後は論点のすり替えになっているように見えなくもなからう。
- 20) 同書130頁。

- 21) 山縣文治・柏女雲峰編『社会福祉用語辞典第6版』(2007年、ミネルヴァ書房)368頁〔久保美紀〕。
- 22) 『ガイドブック』138頁。
- 23) 田中成明「法曹倫理と医療倫理の対比」樋口範雄・上屋裕子編『生命倫理と法』(2005年、弘文堂)270-271頁。
- 24) 同書270頁。
- 25) 日本弁護士連合会弁護士倫理に関する委員会編『弁護士倫理〔補訂版〕』(1996年、有斐閣)9頁。
- 26) 「解説『弁護士職務基本規程』」『自由と正義』56巻〔臨時増刊号〕(2005年、日本弁護士連合会)。
- 27) 田中・前掲23)文献272頁。
- 28) 同書277頁。
- 29) 住吉博「弁護士倫理再考」『民商法雑誌』124巻1号(2001年)3-4頁。
- 30) 『ガイドブック』7頁。
- 31) 同書162頁。
- 32) 住吉・前掲論文6頁。
- 33) 同論文7頁。
- 34) 秋山智久『社会福祉専門職の研究』(2007年、ミネルヴァ書房)89頁。他に、宮田和明・加藤幸雄・牧野忠康・柿本誠・小椋喜一郎編『社会福祉専門職論』(2007年、中央法規出版)164頁〔加藤〕。
- 35) 秋山・前掲書101-102頁。
- 36) 西村高宏「専門職としての医師と倫理」田中朋弘・柘植尚則編『ビジネス倫理学』(2004年、ナカニシヤ出版)80-81頁の指摘はより鋭く、かつ、示唆に富む。すなわち、「特権的地位を有する分野における権力を独占し、メンバーの既得権益を擁護する傾向が強い」専門家集団が、「高い水準の『道徳的な責務』と引き換えに、逆に社会からの『外的な承認』を取り付け」るのであり、倫理綱領には、「専門職が自律性を主張するためのもの、つまり他のグループであれば従わねばならないような社会的な管理を排除するための根拠」という役割が与えられている、などと述べる。
- 37) 権利擁護研究会編『ソーシャルワークと権利擁護』(2001年、中央法規出版)34-35頁〔高山直樹〕。
- 38) 『社会保障・社会福祉大事典』(2004年、旬報社)164頁〔西澤秀夫〕。
- 39) 高山直樹・川村隆彦・大石剛一郎編著『権利擁護』(2002年、中央法規出版)40-45〔川村〕。
- 40) 田中・前掲23)文献277頁。
- 41) 同書279頁。
- 42) 長谷川正幸「弁護士法と倫理規定——H日連の『弁護士倫理』——」『自由と正義』29巻1号(1978年)25頁。